

# 表示規制の現状について

## 消費者庁

# 景品表示法の概要

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、一般消費者に誤認される表示や過大な景品類の提供を制限及び禁止している。

## 景品表示法第5条(不当な表示の禁止)

優良誤認  
(5条1号)

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

### 不実証広告規制(7条2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、当該表示は優良誤認表示とみなされる。

有利誤認  
(5条2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示  
(5条3号)

商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

## 景品表示法第4条(景品類の制限及び禁止)

### 総付制限告示(昭和52年告示第5号)

総付景品

= 商品の購入者等にもれなく提供する景品類

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

### 懸賞制限告示(昭和52年告示第3号)

懸賞景品

一般懸賞

= 商品の購入者等に対し、くじなどの偶然性、特定行為の優劣等によって提供する景品類

取引価額	景品類限度額(①、②両方の限度内)	
	①最高額	②総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞

= 一定地域の同業者や商店街が共同実施

景品類限度額(①、②両方の限度内)	
①最高額	②総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

カード合わせ

= 異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞

⇒ 全面禁止

### 業種別景品告示

①新聞業、②雑誌業、③不動産業、④医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業

# 平成26年における景品表示法改正の概要

## 問題の所在

【事業者のコンプライアンス意識の欠如】

【景品表示法の趣旨・内容の不徹底】

【行政の監視指導態勢の問題】

悪質な事案に対する措置が不十分ではないか。

国内外の消費者の「日本の食」に対する信頼を失墜させるおそれ

### I 事業者のコンプライアンス体制の確立

- 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置(第26条関係)
  - ・表示等の適正な管理のため**必要な体制の整備**その他の必要な措置等を講じなければならない
  - ・事業者が講ずべき措置に関して必要な**指針**を定めるものとする

### II 監視指導態勢の強化

- 権限の委任等一国の執行体制の強化(第33条関係)
  - ・消費者庁長官の権限の一部を**事業所管大臣**等に委任
  - ⇒ [調査権限]

不当表示規制の抑止力を高める必要

### III 課徴金制度の導入

- 権限の委任等一都道府県の執行体制の強化(第33条関係)
  - ・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与
  - ⇒ [措置命令権限]  
[合理的根拠提出要求権限]

# 健康増進法におけるいわゆる健康食品等の表示の取締り

- 健康増進法は、健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止。
- 健康食品は、健康増進法、景品表示法や薬機法と連携して効果的な取締りを実施。
- 保健機能食品を含む健康食品の容器包装における、食品表示法に基づく食品表示基準に基づかない表示や虚偽・誇大な用語は、関係法令が連携した取締りを実施。

## 健康増進法における法執行の流れ

立入検査等

- ・内閣総理大臣…立入検査・収去  
(第27条第1項、第32条第3項)
  - ・都道府県知事等…立入検査・収去  
(第27条第1項、第32条第3項)
- ※権限の委任 消費者庁 → 地方厚生局(政令第3条)

国民の健康の保持増進に  
重大なおそれがある場合

**勧告**  
(第32条第1項)

- 消費者庁
- 地方厚生局(27年度まで)
- 都道府県等(28年度から)

**命令**  
(第32条第2項)

- 消費者庁
- 地方厚生局(27年度まで)
- 都道府県等(28年度から)

命令違反

6ヶ月以下の懲役又は  
100万円以下の罰金(第  
36条の2)  
両罰規定(第39条)

50万円以下の罰金(第38  
条)  
【法人】50万円以下の罰  
金(第39条)

立入検査  
等を拒んだ  
とき

勧告・命令

罰則

### 健康増進法

何人も、食品として販売に供するものについて、その健康の保持増進の効果等に関し、①著しく事実に相違する、②著しく人を誤認させるような広告その他の表示をしてはならない。

### 景品表示法

事業者は、商品等の内容や取引条件について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

### 薬機法

何人も、医薬品にあつて、まだ厚生労働大臣の承認を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

### 食品表示法

食品表示関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

注:保健機能食品とは、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品